

令和8年度石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金交付手続きについて

石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金は、建築・土木関連業界における有資格者の不足を解消し、人材育成を推進することを目的として、予算の範囲内において、市内建築・土木関連企業に在籍する方の資格取得費用を支援するものです。なお、予算の上限に達した場合は、申請受付を終了いたします。

1. 対象者

次の条件をすべて満たす方が補助対象となります。

1. 市内建築・土木関連企業に在籍していること。
2. 令和8年4月1日以降に対象の資格試験を受験していること。
3. 石垣市に住所があること。
4. 市税等の滞納がないこと。
5. 暴力団員（石垣市暴力団排除条例第2条に規定する）でないこと。

2. 補助対象資格

補助の対象となる資格は以下のとおりです。

補助金の交付要件となる資格等 (級や区分は問いません。)			
1	土木施工管理技士	16	解体工事施工技士
2	管工事施工管理技士	17	地すべり防止工事士
3	電気通信工事施工管理技士	18	計装士
4	建築施工管理技士	19	消防設備士
5	電気工事施工管理技士	20	建設業経理士
6	造園施工管理技士	21	建設業経理事務士
7	建設機械施工技士	22	舗装診断士
8	建築士	23	舗装施工管理技術者
9	建築設備士	24	下水道排水設備工事責任技術者
10	技術士・技術士補	25	木材加工用機械作業主任
11	給水装置工事主任技術者	26	建築積算士
12	電気主任技術者	27	コンクリート主任技士
13	電気工事士	28	測量士・測量士補
14	電気通信主任技術者	29	その他市長が特に必要と認める資格
15	宅地建物取引士		

3. 補助額

補助金額：1回あたり上限12,000円

※在籍する企業等から独自の補助金が出ている場合は、その額を控除して算定します。

※交付回数には制限があります。

4. 補助対象経費

以下の費用が対象となります。

1. 受験料
2. 受験等に要した往復航空運賃
3. 受験等に要した宿泊費
4. 受験等の会場までの移動費（レンタカー・タクシー含む）

5. 申請時に提出する書類

申請の際は、以下の書類を提出してください。

1. 石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金交付申請書（様式第1号）
2. 受験したことがわかるもの（受験票等）
3. 申請者本人の住民票抄本（市民課にて発行）
4. 申請者本人の義務履行証明書（税務課にて発行）
5. 在籍する企業等の確認及び報告書（様式第2号）
6. 申請金額の根拠となる書類（領収書等）の原本
7. 受験した資格試験等の結果が分かる書類の写し（申請時に添付できない場合は結果判明後に報告）

※合否の結果は交付の要件としておりません。

6. 申請方法・時期

補助対象者は、資格取得に必要な受験を終えた後に申請できます。

受験が複数回（1次試験、2次試験など）となる場合は、その都度2回まで申請が可能です。

7. 申請期限

令和8年 6月1日(月)から令和9年3月19日(金)まで

※予算の上限に達した場合は、申請受付を終了いたします。

8. 申請方法

申請者本人が窓口にて「5. 申請時に提出する書類」を提出してください。

郵送やメールでの提出は受け付けておりません。

9. 交付決定兼確定通知後の提出書類

申請者は交付決定兼確定通知を受けた後、速やかに下記の書類を申請窓口へご提出ください。

- (1) 石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金請求書(様式第4号)
- (2) 銀行通帳、キャッシュカード等のコピー(銀行名・支店名・口座番号・名義人が確認できるもの)

10. 補助金の返還について

次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の返還を求めますので、予めご留意ください。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金交付要綱に規定する要件に違反した場合

11. 申請窓口・お問い合わせ

〒907-8501

沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

石垣市建設部都市建設課 計画係

電話：0980-83-4207

メール：token@city.ishigaki.okinawa.jp